

新型コロナウイルス感染症追加補償特約は疾病治療費用補償特約、治療・救済費用補償特約、疾病死亡保険金支払特約のいずれかが付帯されている2020年7月31日時点で有効な契約または2020年7月31日以降に保険始期が開始する契約に自動でセットされます。

新型コロナウイルス感染症追加補償特約

第1条 (新型コロナウイルス感染症の追加)

(1) 当社は、この特約により、下表の特約の規定に掲げる感染症に新型コロナウイルス感染症（*1）を追加します。

①	疾病死亡保険金支払特約第2条（保険金を支払う場合）（1）③
②	疾病治療費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②
③	治療・救済費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②ウ
④	運動等危険補償特約第7条（治療・救済費用補償特約が付帯される場合の取扱い）（1）で読み替えられる治療・救済費用補償特約第2条（保険金を支払う場合）（1）②ウ

(2) (1) の規定は、被保険者が死亡または治療を開始した時点（*2）において新型コロナウイルス感染症（*1）が次のいずれかに該当する場合にのみ適用します。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第1章第6条（定義等）第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症であること。

② 同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症であること。

（*1）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。

（*2）下表の特約については、それぞれ下表の時点を行います。

ア.	疾病死亡保険金支払特約	被保険者が死亡した時点
イ.	疾病治療費用補償特約	被保険者が治療を開始した時点
ウ.	治療・救済費用補償特約	
エ.	運動等危険補償特約	

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。